

防災・震災復興委員会報告書
～東日本大震災の発災から 10 年を迎えて～

公益社団法人 経済同友会

目次

I. はじめに	1
II. 東日本大震災、発災から今日までを振り返って	3
1. 民間部門による取り組み.....	3
2. 政府・復興庁による取り組み.....	7
3. 被災地に残された課題と解決の方向性.....	15
III. これからの災害対応に向けて	24
1. 政府・自治体への要望.....	24
2. 企業による自助・共助の加速.....	27
IV. おわりに	32
V. 巻末資料	34
1. 提言一覧（防災・震災復興関連）	34
2. シンポジウム（被災地）開催一覧.....	35
3. 夏季セミナー（被災地）開催一覧.....	37
4. 復興庁・被災三県復興局への派遣人数・出身企業の業種.....	38
2020年度 防災・震災復興委員会名簿.....	39

I. はじめに

2011年3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島沖約130km付近を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生した。マグニチュードは9.0であり、関東大震災や阪神・淡路大震災を上回る国内観測史上最大規模の地震であった。東日本の広範囲で震度6弱を越える強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸に津波が襲来し、死者19,729名（災害関連死を含む）、行方不明者2,559名、全壊家屋121,996戸（2020年3月1日現在）を出す未曾有の大災害となった¹。また、津波により全電源を喪失した福島第一原子力発電所では、1～3号機で炉心溶融（メルトダウン）の事態に陥り、大量の放射性物質が大気中へと放出された。国際原子力事象評価尺度²でレベル7に位置付けられる大事故であり、福島県浜通り地方を中心に多くの住民が長期にわたる避難生活を余儀なくされた。

政府は、同年6月に東日本大震災復興基本法³を制定し、単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策により、復興に取り組むことを宣言（同法第2条第一項）した。同法を踏まえ、復興特別税による財源確保や災害公営住宅の整備、高台移転、産業や生業の再生、原子力災害からの復興などの各種復旧・復興政策が行われた。

同時に、民間部門でも様々な支援活動が行われた。本会も2011年4月に設置した「震災復興PT（プロジェクト・チーム）」による政策提言に止まらず、IPPO IPPO NIPPON プロジェクトによる県立専門高校への実習機材の提供、宮城県女川町の若手人材による首都圏企業研修の受け入れ、東北未来創造イニシアティブへの協力などを実施した。また、経済三団体を通じた復興庁や被災自治体への人材派遣など、官民が連携した復興支援活動が多岐にわたって展開された。

こうした政府や地方自治体、多くの企業・NPO、何よりも住民の尽力によって、被災三県の製造品出荷額は概ね震災前の水準を回復するなど、被災地の復旧・復興は進展した。震災直後の状況を思い起こせば、10年間に復興は大きく進捗

¹ 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組（2020年9月）」より抜粋、加工。

² 国際原子力事象評価尺度（INES）は、国際原子力機関（IAEA）と経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）が定めた尺度で、1992年に各国に採用が勧告。原子力施設などの異常事象や事故は、その深刻度に応じて7つのカテゴリーに分類。東京電力福島第一原子力発電所事故は、その放射性物質の放出量から最も深刻な事故であることを示すレベル7と判断されている。

³ 東日本大震災からの復興に関する基本理念などを定めた法律。条文では「（前略）被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようになることを旨として行われる復興のための施策の推進（後略）」となっている。

したと言えるだろう。しかし、被災地には、いまだ多くの課題が残されていることも事実である。活力ある持続可能な地域の実現に向けて、これまで以上にコミュニティ機能の充実や産業再生に取り組むことが求められる。

また、東日本大震災以降も、地震や台風・豪雨などの自然災害が各地で発生し、広域で甚大な被害が発生している。首都直下型地震や東海・東南海・南海トラフ地震の発生も懸念される中、東日本大震災の復旧・復興過程における多くの教訓を踏まえ、今後の災害対応に不断の努力を重ねていく必要がある。

東日本震災の発生から10年が経過した今、こうした問題意識に基づき、復興と今後の災害対応の課題を整理する。

II. 東日本大震災、発災から今日までを振り返って

1. 民間部門による取り組み

東日本大震災の救援段階では、政府・地方自治体だけではなく、民間部門も多岐にわたる支援活動を展開した。発災直後から多くの企業・団体がボランティア活動や義援金の寄附、支援物資の提供、宿泊施設をはじめとする保有施設での避難者の受け入れなど、様々な支援を実施した。

その後の復旧・復興過程においても、雇用創出につながる工場進出や出店、被災地の生産品購入などが行われた。特に、復興にあたっては、行政と民間部門の連携が推進力となった。企業による自社の強みを生かした産業支援、NPOによるコミュニティに根差した住民支援など、多様な官民連携が被災地各地で見られ、10年を経た現在でも様々な企業・NPOなどが復旧・復興に取り組んでいる。民間部門の取り組みすべてを記載することは困難であるため、ここでは、本会の活動や関係する取り組みに限って整理する。

(1) 経済同友会の活動

本会では、2011年4月に「震災復興PT（プロジェクト・チーム）」を設置して以降、震災復興に関する政策委員会を10年間にわたって設置するとともに、被災三県をはじめとする各地の経済同友会と連携して「全国経済同友会震災復興部会」を立ち上げ、復興に向けた機動的な意見発信に取り組んできた。これまでに22回の視察を行い、7度にわたり提言を発表した（V.巻末資料参照）。

また、被災地の復興には、将来の経済活動や地域社会の担い手である若者の成長が何よりも重要であるとの認識に基づき、「IPPO IPPO NIPPON プロジェクト」「女川町人材研修プログラム」に自ら取り組むとともに、「東北未来創造イニシアティブ」への特別協力など、政策提言に止まらない具体的な支援活動を実施した。

①IPPO IPPO NIPPON プロジェクト

IPPO IPPO NIPPON プロジェクトは、5年間10期にわたり、参加企業や個人から預かった寄附を真に支援を必要とする方々に届ける事業であり、真の復興に向けて「一步一步」進んでいってほしい、という思いを込めて、「IPPO IPPO NIPPON」と名づけた。2011年7月の発足以降、2016年9月の活動終了までの間に、企業・法人496社、個人71名より21億7,894万1,493円の寄附を受領し、津波や地震で校舎などに大きな被害を受けた沿岸部専門高校への実習機材の提供を中心に、国公立大学による復興プロジェクトや各県が運営する震災遺児・

孤児の支援基金などへの支援を行った⁴。

国による教育施設の復旧に関する各種補助金は「原形復旧」が原則⁵であり、損壊や滅失した実習機材については、従前に保有していた機材と同程度の機材しか購入ができなかった。また、台帳に記載のない少額の機材や消耗品などは補助の対象とされず、普通科高校に比べて生徒が相対的に少ない専門高校には十分な予算措置が講じられないなど、実習授業の再開に支障をきたしていた。

地場産業の担い手はその多くが専門高校の卒業生であり、生徒が卒業後に就職する企業で現在使用されているのと同じ機材による実習授業の実施こそ、被災地の息の長い復興を支えることとなる。本会では、こうした認識の下、岩手・宮城・福島三県教育委員会と連携し、学校施設の整備や実習授業の再開状況に応じて必要となる機材を半年ごとに寄贈していった。その際には、被災地の商業活動にわずかながらも貢献するため、支援機材はできる限り地元企業・代理店を通じて購入した。

本プロジェクトの支援を受けた専門高校の中には、学習環境が大きく改善し、実習機材を活用した生徒たちが資格取得や就職、進学で震災前を上回る実績を挙げ、入学志願者数が増加した学校も見られる。地元企業に就職した生徒も多く、今後の活躍が期待される。



福島県磐城農業高校 鶏舎設備一式



岩手県立宮古工業高校 シーケンス制御装置

⁴ IPPO IPPO NIPPON プロジェクトによる支援機材・対象校などの詳細については、本会広報誌「経済同友」2016年11月号特集「IPPO IPPO NIPPON プロジェクト 東北支援5年間の歩み」(https://www.doyukai.or.jp/publish/2016/pdf/2016_11_01.pdf) 参照。

⁵ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第五条は、「前条に規定する工事費は、政令で定める基準により、当該公立学校の施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする」と定めている。

②女川町人材研修プログラム

被災地における人材育成支援の一環として、本会では、NPO 法人アスヘノキボウ⁶による宮城県女川町の人材交流プラットフォーム事業に協力し、2013 年度より「女川町人材研修プログラム」を実施した。

複数回にわたる視察を通じて、被災地の地元企業や自治体では、人材育成や組織運営に課題を抱えているとの認識を持ったことから、復興庁「新しい東北」先導モデル事業⁷に選定されたアスヘノキボウの人材交流プラットフォーム事業を支援し、本会会員所属企業にて、女川町の民間企業社員や役場職員などの研修を実施した。これまでに延べ 107 名が参加しており、研修での学びに基づいて自社の業務改善に取り組んだ参加者もいるなど、人材育成に通じた生産性向上に貢献している。



三菱地所での研修



キッコーマンでの研修

③東北未来創造イニシアティブへの特別協力

2012 年 4 月に発足した「東北未来創造イニシアティブ⁸」は、セクターを超えた連携と全国の民間有志の協働による人づくりの支援を通じて、まちづくりや産業づくりへの貢献を目指したプロジェクトである。2017 年 3 月末まで 5 年間にわたって活動を展開し、社会起業家や地元経営者などの自らの事業活動を通じて、まちの未来や復興に貢献するリーダー層の発掘・育成に取り組んだ。

⁶ 女川町の社会課題解決を通じ、日本・世界の社会課題解決への貢献をめざす NPO 法人。

⁷ 震災復興を契機として、産業の空洞化や高齢化などの課題を克服し、日本や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造するための事業。この事業では、「官」ではなく「民」による自発的な取り組みを育て、被災地に展開していくものであり、2013 年度より実施されている。

⁸ 大山健太郎 アイリスオーヤマ取締役社長と大滝精一 東北大学経済学部教授（いずれも役職は当時）を代表発起人として 2012 年 4 月に発足。釜石・大船渡・気仙沼・仙台・東京に拠点を設け、被災地を起点として日本全体のロールモデルとなりうるまちづくり・産業づくりに寄与することを目指した取り組み。

東北未来創造イニシアティブの発足に際して、本会では、人材育成の重要性について問題意識を共有することから、2012年度に「東北未来創造イニシアティブ協働PT」を立ち上げ、特別協力を実施した⁹。その一環として、会員所属企業からの有志による出向者を被災地に派遣し、各市長の下で様々な取り組みの推進役を担った。また、会員有志も自ら東北に足を運び、経営者としての経験を活かして首長や出向者をサポートする「地域メンター」として行動した。東北未来創造イニシアティブによる人材育成道場で学んだ人材は、現在、被災地の企業やNPOなどで活躍しており、一層の活躍が期待される。

(2) その他経済団体による復興支援活動

経済三団体（経団連、日本商工会議所、本会）では、復興庁の要請に応じて、復興の推進と官民連携の強化を図るため、2012年度よりメーカーや金融機関、運輸、不動産などの様々な企業人材を復興庁や被災三県の復興局に派遣した。派遣された企業人材は民間企業の持つノウハウやネットワーク、販路開拓などの経験を活かし、被災した企業の資金調達や人材育成などを支援するとともに、被災地内外の企業同士のビジネスマッチングを推進する「結いの場」の実施をはじめ、既存の枠組みに囚われない柔軟な発想で様々な復興政策を展開した。なお、直接出向も併せ、本会を通じて派遣された企業人材はこれまでに23名に上っている。

こうした活動に加え、経団連による会員企業への寄附や支援の継続的な呼び掛け、日本商工会議所による遊休機械無償マッチング支援プロジェクトなども行われた。後者は、津波などで生産機械などを流失・損壊した被災地の事業者の復興を支援するため、全国商工会議所のネットワークを活用し、全国各地の事業者から無償提供を受けた遊休機械・設備を、被災した中小企業の要望に応じて支援する取り組みであり、これまでに登録された5,731件の機械のうち3,266件でマッチングが成立した。これらの活動は被災企業の速やかな事業再開に大きく貢献した。

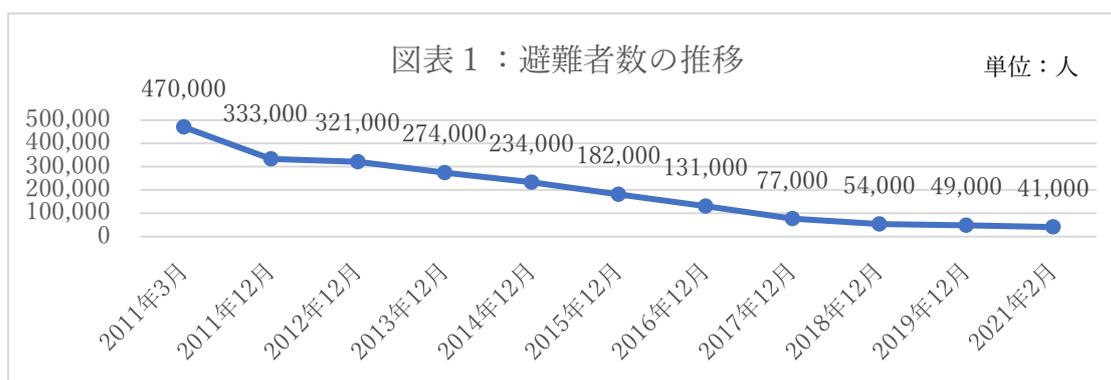
⁹ 東北未来創造イニシアティブへの特別協力の具体的内容については、本会広報誌「経済同友」2017年3月号特集「経済同友会特別協力による東北未来創造イニシアティブの5年間」(https://www.doyukai.or.jp/publish/2016/pdf/2017_03_01.pdf)を参照。

2. 政府・復興庁による取り組み

政府・復興庁は、活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策を謳った東日本大震災復興基本法の理念に基づき、インフラの再整備を行うとともに、産業復興に向けてこれまでにない多岐にわたる施策を実施した。一方で、福島第一原子力発電所の廃炉作業は続いており、今も多くの帰還困難区域が周辺に存在するなど、津波被災地と原発被災地では、復旧・復興状況に大きな差が見られる。

(1) インフラ復旧の進捗

震災直後、避難者は約 47 万人であったが、新たな住まい探しや入居手続支援などが行われ、直近では約 4.1 万人（図表 1）となった。ただし、原発被災地となった福島県では、約 16.5 万人を数えた避難者は減少しているものの、依然約 3.6 万人が避難を続けている¹⁰。



出所：復興庁「避難者数の推移」より抜粋、加工。

災害公営住宅¹¹は、原発事故で避難し、帰還する人向けの住宅を除けば、供給計画戸数の約 3 万戸が 2020 年 12 月までにすべて完成した。また、津波被害が大きかった地域では、高台への住宅移転が進められ、計画された戸数の約 1.8 万戸が完成した。被災六県における海岸堤防などの復旧・復興事業（621 箇所）については、全ての箇所が着工済みとなっており、このうち、78%（485 箇所）が完成した。

被災地の経済基盤となる公共インフラの整備は着実に進められている。復興道路・復興支援道路¹²は、全体計画（約 570km）の 8 割以上（約 482km）が開通（2021

¹⁰ 出所：復興庁「全国の避難者の数」より抜粋、加工。

¹¹ 災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対し、安定した生活を確保してもらうために、地方自治体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅。

¹² 復興道路および復興支援道路は、東日本大震災の被災地復興を主目的として整備が進めら

年1月時点)した。また、鉄道は被災した路線(約2,350km)の全線が開通(2020年3月)し、医療や学校施設も概ね復旧が完了した(図表2)。

図表2：公共インフラの整備状況

項目	要復旧・整備	復旧・整備の進捗状況	進捗率
交通網(国道)	1,161 km	1,161 km	100%
交通網(県・市町村管轄)	6,263 路線	6,188 路線	98.8%
交通網(復興道路・復興支援道路)	570 km	482 km	84.6%
交通網(鉄道)	2,351 km	2,351 km	100%
医療施設	298 施設	298 施設	100%
学校施設	2,328 校	2,318 校	99.6%

出所：復興庁「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況(2020年9月)」より抜粋、加工。

(2) 産業復興に向けた取り組み

東日本大震災の復旧・復興過程では、甚大な被害を被った被災地の経済活動や雇用の早期回復を図るため、中小事業者への復旧補助金などの直接的支援や復興特区による規制緩和、官民連携によるビジネスマッチングの推進といったこれまでの大規模災害時には見られなかった革新的な新しい政策が実施された。特に注目すべき政策として、以下の制度・取り組みがある。

① 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

被災した中小企業などの施設や設備の復旧を支援するため、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業¹³(以下、グループ補助金)が2011年6月に創設された。被災した複数の中小・小規模事業者がグループを形成し、共同で「復興事業計画」を策定した場合に、施設復旧などの費用の3/4を補助する制度であり、これまでに被災地全体で736グループ、5,297億円の交付が決定している。

民間事業者に対する直接補助という点で従来にない支援策であるとともに、共同での復興事業計画の策定を義務付けることで、一事業者の復旧にとどまらない地域全体での産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇

れたものである。三陸沿岸を南北に縦貫する三陸沿岸道路(三陸道)が復興道路、東北道と三陸沿岸道路を結ぶ東西方向の道路が復興支援道路に位置付けられている。

¹³ 東日本大震災からの復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度。各事業者の施設・設備などの復旧費用3/4を国と県が補助(国1/2、県1/4)し、自己負担は1/4となっている。なお、自己負担分についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県が組成した基金による低利融資の制度が整えられた。

用の維持を重層的に実現することを目指した政策革新が行われた。一方で、当初はあくまでも震災発生前への復旧が目的とされていたため、新規分野への投資には活用できなかった¹⁴。震災後の市場変化に柔軟に対応することが難しかった面は否めない¹⁵。

なお、グループ補助金は2016年熊本地震、2018年西日本豪雨、2019年台風19号などでも活用されており、中小・小規模事業者がグループを形成して共同で復興事業計画を策定するという制度の基本方針を踏襲しつつ、災害に応じた補助対象の拡大や特定被災事業者などに対する定額補助などへと枠組みを柔軟に変化させている。

上記のグループ補助金が震災前から被災地で事業を営んでいた事業者を対象とする支援制度であるのに対して、津波浸水地域や原子力災害により甚大な被害を受けた地域において産業復興の加速や雇用の創出を図るため、域外も含む事業者が被災地で事業を行う場合に支援する「企業立地補助金」も設けられた。企業による工場などの新增設にあたり、投下固定資産額に応じた新規雇用を条件として補助金を交付する制度であり、被災地での投資と雇用機会の創出につながった。その他にも、被災により新たなローンを抱えた被災者や企業を救済するための二重ローン¹⁶対策などが行われた。

②復興特区制度（概要・成果）

東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるため、被災自治体が規制や金融の特例、税制の優遇などを受けられる「東日本大震災復興特別区域法（復興特区制度）」¹⁷が2011年12月に導入された。被災地に認定された各自治体が自らの特性に応じて作成したオーダーメイドの計画に基づき、地域限定で特例措置を実現する制度である。従来の災害復興では、手続きの煩雑性や規制などにより迅速な事業実施や企業誘致が妨げられる事態が生じていたのに対し、できる限りの簡素化によって迅速な復興を図った特区制度は画期的であった。

なお、これまでに税制上の特例措置を受けた指定事業者は5,300を越え、その投資額は約3.7兆円に達している。金融上の特例を受けた事業は220となり、投資見込額は約1.1兆円、新規雇用予定者数は約9,000人に上るなど、復旧・復興に大きく貢献した。2020年6月には、復興の重点的・効果的推進のための

¹⁴ 現在では、一定の要件の下で新規投資にも活用できるように制度改正が行われている。

¹⁵ グループ補助金を受けた中小企業のうち、売上げが震災前以上に回復した割合は44%にとどまっている（経済産業省「東北経済産業局アンケート（2020年6月）」より抜粋・加工）。

¹⁶ 災害などで被害を受けた住宅ローンなど、本来からあった債務の存在により、再建のために新たな借入を起こすことで、既存の借入金との間に二重の負担が発生すること。

¹⁷ 特例を活用するための計画作成を行うことができるのは、震災により一定の被害を生じた区域である227市町村の区域。対象となる分野は、産業の活性化やまちづくりなどである。

法改正が行われ、新たに復興推進計画や復興整備計画を作成して、当該計画に基づく特例措置を活用することのできる対象地域の重点化などが図られた。また、復興特区税制については、内陸部に比べて復興が遅れている沿岸部の産業復興に重点化されることとなった。

③官民連携事業：結の場、「新しい東北」官民連携推進協議会など

今回の東日本大震災からの復旧・復興過程では、官民連携によるソフト面の取り組みが多数実施されたことも革新的であった。今までにない斬新な取り組みとして、特に、「結（ゆい）の場」や「新しい東北」官民連携推進協議会、「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」、「専門家派遣集中支援事業」などが挙げられる。

「結の場」は、売上高が十分に回復していない中で、販路開拓や人材育成などの多様な課題に直面する被災地企業の経営改善を大手企業が支援するために、2012年度より開催されているワークショップ（対話の場）である。復興庁が仲介役を務め、技術や情報、販路などの豊富な経営資源を有する大手企業と被災地企業をマッチングする取り組みである。これまでに被災三県の31ヶ所で開催され、毎回、被災地から10社前後、支援を提案する大手企業が30社前後参加し、延べ436件のマッチングが成立している。この結の場は、復興庁に出向した企業人材が中心となって考案したプロジェクトであり、官民連携によって被災地企業の売上増加や生産性向上などの多くの成果を挙げている取り組みである。現在でも、民間企業から派遣された職員が被災地企業に寄り添い、マッチングの事前準備の支援やフォローアップなどの企画・運営を担っている。

「新しい東北」官民連携推進協議会は、被災地で事業展開している企業や大学、NPOなどの取り組みについて、情報の共有・交換を進めるため、経済界、大学、NPOなどが発起人となって設立した。経済三団体（経済同友会、日本経済団体連合会、日本商工会議所）が設立発起人となっており、復興に向けて取り組んでいる事項についての説明ならびに意見交換を定期的に行っている。

また、被災地企業の販路開拓や新商品開発などを支援するため、2012年度に「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」、2015年度に「専門家派遣集中支援事業」が開始された。前者は共通の課題に直面する事業者グループに対して、民間企業から出向した復興庁職員が伴走型の支援を行うものであり、営業戦略セミナーの開催やテストマーケティングの機会提供などを実施し、これまでに21事業者グループ（被災地企業205社）の支援を行った。一方、後者は、被災地で新規事業に取り組む企業などに専門家を派遣して集中的に支援する取り組みであり、これまでに約250社で高付加価値製品や新サービスの開発、新たな販路開拓などの支援が実施された。

(3) 福島復興の進捗状況

原発被災地では、避難指示解除準備区域と居住制限区域の除染作業が2017年度内までに完了し、帰還困難区域内でも「特定復興再生拠点区域」の整備が行われている。また、事業や生業支援の動きも見られるなど、復興に向けた取り組みが進んでいる。

①福島第一原発の廃炉作業と住民帰還の取り組み

福島第一原子力発電所では、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議で決定された「東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」¹⁸に基づいて廃炉作業が進められている(図表3)。なお、廃炉の完了時期は2041年～51年と定められている。

図表3：中長期ロードマップの目標行程（1～4号機）

項目	内容	時期
燃料取り出し	1～6号機燃料取り出しの完了	2031年内
	1号機燃料取り出しの開始	2027～2028年度
	2号機燃料取り出しの開始	2024～2026年度
燃料デブリ取り出し	燃料デブリ取り出しの開始 (2号機から着手予定)	2022年内
汚染水対策	汚染水発生量を100 m ³ /日程度に抑制	2025年内
	原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減	2022～2024年度
廃棄物対策	処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見直し	2021年度頃
	ガレキ等の屋外一時保管解消	2028年度内

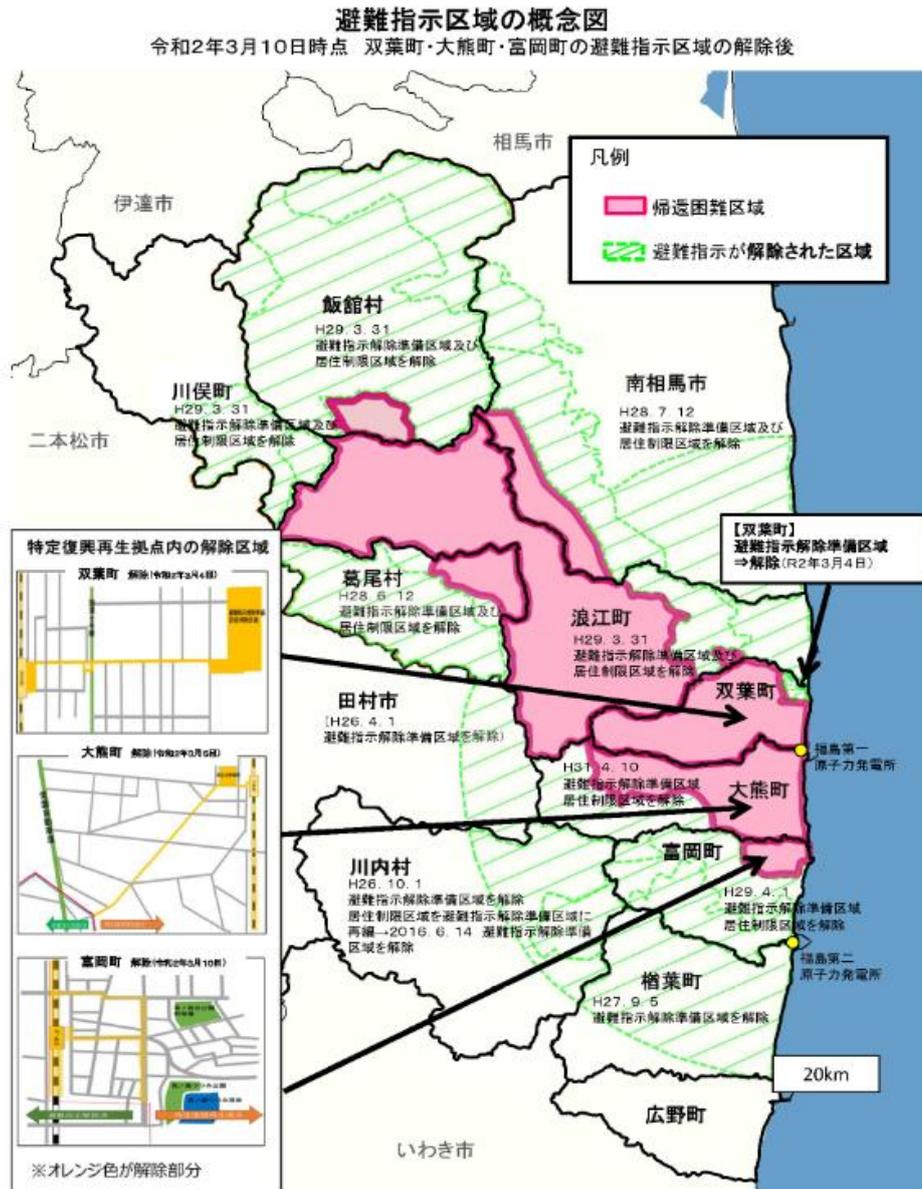
出所：東京電力ホールディングス「廃炉に向けたロードマップ」より抜粋、加工。

福島第一原子力発電所の事故発生に伴って設定された避難指示区域¹⁹については、住民の帰還に向けた環境整備と地域の復興を進めるため、2012年4月に避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3つに区域への見直しが行われた(見直し作業2013年8月までに完了)。当初は約1,150 km²(福島県全体の約12%)で避難が指示されたものの、除染作業の進捗により、2020年3

¹⁸ 福島第一原子力発電所の廃炉を進めていく上で、基本的な考え方や主要な目標工程などを政府が定めたものである。中長期ロードマップは、2011年12月に決定され、2019年12月に5回目の改訂が行われた。

¹⁹ 当初は、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、警戒区域の3つに設定された。

月までに帰還困難区域を除いた全ての地域で避難指示が解除された。ただし、現在も居住が制限される帰還困難区域は約 337 km²（福島県全体の約 2.4%）²⁰にのぼり、いまだ 7 市町村で約 2 万人の住民に対して避難指示が継続されている（図表 4）。



図表 4 出所：福島県「避難指示区域の状況（2020年3月10日）」より抜粋。

²⁰ 福島県「ふくしまの現在 復興・再生のあゆみ（第2版）」より抜粋、加工。

一方で、福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内であっても、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」²¹を定めることが可能となった。現在、6町村で、特定復興再生拠点区域での帰還環境整備が進められている（図表5）。

図表5：特定復興再生拠点区域の設置状況

	認定日	居住人口目標	避難指示解除の目標
双葉町	2017年9月15日	約2,000人	2022年春頃
大熊町	2017年11月10日	約2,600人	2022年春頃
浪江町	2017年12月22日	約1,500人	2023年3月
富岡町	2018年3月9日	約1,600人	2023年春頃
飯舘村	2018年4月20日	約180人	2023年春頃
葛尾村	2018年5月11日	約80人	2022年春頃

出所：復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組（2020年9月）」より抜粋、加工。

②福島相双復興推進機構

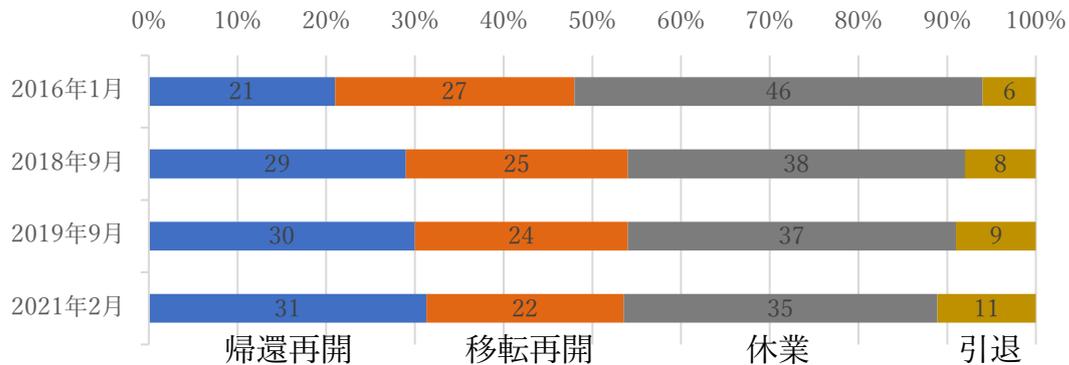
2015年8月に政府の閣議決定が行われ、事業やなりわいの支援を目的として、福島相双復興推進機構（官民合同チーム）が創設された。被災した事業者が抱えている課題を特定して、事業再開などに向けた設備投資や人材確保、事業者間マッチングなど、それぞれに応じたきめ細かい支援の実施を図るとともに、人口減少が進んでいる原発被災地に外部から人材や資本を呼び込み、新たな波及効果を生み出すことを目指している。

民間・行政双方の出身者が連携して地道な訪問活動を積み重ねることにより、事業者との間に信頼関係を構築し、事業者に寄り添った支援を行ってきた。これまで約5,500の事業者の個別訪問を終え、このうち約1,400者に対してコンサルティング支援を実施した。その結果、帰還して事業を再開した比率は2016年1月の21%から2021年2月に31%へと上昇した（図表6）。

また、営農再開に向け、これまで約2,100者の農業者への訪問が行われた。再開済みまたは再開意向のある農業者は45%となった反面、再開意向なしと考えている農業者も43%存在している（図表7）。

²¹ 帰還困難区域について、各町村が作成した特定復興再生拠点整備のための計画を内閣総理大臣が認定し、計画を推進。

図表 6：事業再開等の状況



図表 7：農業者の営農再開意向（2020年12月現在）

	再開済み	再開意向あり	再開意向なし	未定
訪問農業者	32%	13%	43%	12%

出所：福島相双復興推進機構より提供（図表 6・図表 7）

③福島イノベーション・コースト構想推進機構

浜通り地域などの産業を回復させて、新たな産業基盤の構築を目指すため、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想²²研究会が2014年1月に報告書を取りまとめ、国家プロジェクトとして、先端的研究開発の推進による産業集積を目指す構想が提唱された。その後、この構想を推進する中核的な組織として、2017年7月に福島イノベーション・コースト構想推進機構が設立された。中長期的な視点にたち、地元企業が経済効果を実感できるような技術やイノベーション創出の支援、浜通り地域における人材の育成などにより、地域の持続的な産業発展の実現を目指している。

廃炉関連の研究所に加えて、再生可能エネルギーを利用した世界最大級の水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド」、「福島ロボットテストフィールド」などの拠点整備が着々と進展しており、企業立地や地元企業の新たな事業展開などが進みつつある。現在、政府内では、さらなる構想の推進による産業集積の実現に向けて、研究開発と若者人材の結集・育成を図る司令塔機能を確立すべく「国際研究拠点」の新設産業集積に向けた検討²³が進められている。

²² 東日本大震災ならびに原子力災害によって失われた浜通り地域などの産業を回復させ、新たな産業基盤の構築を目指すため、2014年6月に構想が取りまとめられた。重点分野として、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6分野におけるプロジェクトの具体化を進めている。

²³ 創造的復興の中核拠点として、福島浜通り地域などにおいて、創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、日本の産業競争力の強化やイノベーションの創出を目指している。国が責任を持って新法人を設置することとし、その形態として、国立研究開発法人を軸に検討、

3. 被災地に残された課題と解決の方向性

これら官民の取り組みによって、津波により甚大な被害を受けた被災地でも商業施設の整備や事業活動の再開などが進み、少しずつ賑わいを取り戻している地域も見られる。その一方で、当初想定されたほどには住民の帰還が進まず、震災以前よりも一段と厳しい人口減少や過疎化に直面している被災地も多い。

被災者の故郷に対する思いは時間の経過とともに変化していく以上、10年を経て、当初想定した計画通りに進展していない部分があることはやむを得ない。また、震災は人々の結びつきの強かったこれまでの地域コミュニティに大きな打撃を与えており、新たな生活拠点でのコミュニティの再生には長い時間が必要であり、復興には長い年月を要するという事実を受け止めなければならない。これまでに実施された諸事業を検証するだけでなく、被災地に復旧されたインフラを活用しながら、あらためて創造的復興に向けて取り組みを進めていくことこそ、いま、我々に求められる役割である。

こうした観点から被災地の現状を概観すれば、雇用機会につながる産業基盤を確立できていない地域で、特に厳しい状況が見られる。引き続き、産業活性化に取り組むとともに、全国で人口減少が進むことに鑑み、将来にわたって被災地・東北に活力をもたらす産業基盤の構築を図る必要がある。以上の問題意識に基づいて、被災地に残された課題と解決の方向性を整理した。

(1) 持続可能なまちづくりに向けて

①全体

残された課題：沿岸部での人口減少の進展

解決の方向性：定住人口増加に向けた各種支援策の実施

高台への移転、災害公営住宅や学校施設などの整備は概ね完了したものの、十分な人口が戻っていない被災地が多く、一部の自治体では災害公営住宅の空室や利用のめどが立たない住宅地が発生している。被災三県の人口（2020年）は震災前と比べていずれも減少しているが、特に沿岸部で大きく減少している。また、福島県浜通り地区の12市町村²⁴の中には、震災前の約1割しか住民が帰還していない自治体も存在するなど、依然として厳しい状態が続いている。

こうした状況を踏まえ、将来にわたってまちの活力を維持していくためには、

2021年秋までには新法人の形態が決定される。開所時期は未定だが、2023年春に一部開所、2024年度に全面開所を念頭に置いている。立地地域は原発事故で避難指示が出された市町村としているが、具体的な場所については未定。

²⁴ 福島第一原子力発電所事故の影響により、避難を余儀なくされた地域（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）。

定住人口の増加に向けた施策が必要である。帰還意思のある避難者に加えて、新たに被災地に移住してくる人を増やすべく、住宅取得費の一部補助や一時的な住民税の減税、子育て世帯への給付金の交付などが考えられる。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、感染リスクの軽減を目的に在宅勤務を導入する企業が増えている。東京都の人口は8ヶ月連続で転出超過²⁵となり、地方への移住が注目され始めている。こうした動きを新たな機会と捉え、都市部からの移住促進に取り組むことも必要である。

②利用されていない土地の活用に向けて

残された課題：住宅用途区域での未利用地の存在

解決の方向性：マッチング支援や未利用地に関する情報提供の実施

多くの被災地で土地区画整理事業²⁶による土地のかさ上げ工事が行われ、宅地が整備された。しかし、地権者の中には別の場所に住宅を再建した人も多く、陸前高田市（岩手県）などでは利用されていない宅地が多く存在し、コミュニティ機能の希薄化が懸念される。このため、地元自治体は利用されていない土地の活用²⁷に向け、地権者と買主とのマッチングに向けた支援や未利用地の情報提供などを行っていく必要がある。

③高齢者にやさしいまちづくりに向けて

残された課題：生活基盤と住宅地を結ぶ交通インフラが不十分

解決の方向性：デジタル化の推進と災害公営住宅の柔軟な転用

特に津波による被害が大きかった地域では、防災集団移転促進事業²⁸を活用し、高台への住宅移転が進められてきたが、女川町（宮城県）などの被災地では、交通インフラが不十分なため、商業施設や医療・介護施設などへのアクセスが困難な地域が生じている。今後の高齢化を見据えれば、交通手段の確保は急務であるとともに、規制緩和・撤廃によって宅配ロボットやドローンを活用した自動配送システムの実用を図る必要がある。

²⁵ 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告 2021年（令和3年）2月結果」より抜粋、加工。

²⁶ 被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備することのできる事業。土地をかさ上げして宅地や道路を造り、元の地権者に新たな宅地を割り当てる。

²⁷ 被災三県の土地の活用意向は、2～8割程度と地域で差が生じている。復興庁「東日本大震災の復興施策の総括」より抜粋、加工。

²⁸ 災害危険区域などの住居を内陸部や高台の安全な場所に集団移転させる事業。事業主体は市町村。

また、多くの高齢者が災害公営住宅に居住している地域（陸前高田市、大船渡市（岩手県）など）では、一部の空き室を介護施設や商業施設などの生活に関連した施設に転用することも検討すべきである。

④災害公営住宅の家賃の制度作りに向けて

残された課題：家賃上昇による低所得世帯家計の圧迫

解決の方向性：被災者の現状に応じた家賃減額の実施

東日本大震災特別家賃低減事業²⁹によって低い水準に保たれていた災害公営住宅の家賃は、入居から数年が経過すると段階的に減額措置が縮小されるため、今後、低所得世帯を中心として家賃が家計を圧迫する事態が懸念される。また、世帯収入によって家賃が変化するため、新規就業による世帯収入の増加に伴う家賃上昇の回避を目的に、亘理町（宮城県）などの一部地域では、子供だけが別居する事例も発生している。コミュニティ機能の維持を考えれば、被災者の現状に即した家賃減額措置を引き続き講じるべきであり、すでに一部自治体（石巻市（宮城県）など）が進めている値上げされた家賃分の独自補填の取り組みなどを踏まえ、具体的な制度設計を進めるべきである。

（２）産業の再生に向けて

①全体

残された課題：人手不足と売上の低迷が続いている

解決の方向性：魅力ある雇用機会の実現に向けたビジネスモデルの進化

震災から10年が経過したが、地元経済の復興を実感している住民は少ない。震災前の水準まで雇用を回復できた企業は半数程度しかなく、水産・食品加工業は4割弱にとどまるなど、被災地の企業は人手不足の問題に直面している。被災三県では、有効求人倍率が震災前の水準を上回る状況³⁰となっており、特に福島県の浜通り中北部に位置している相双地域は2倍を超えている。

被災地の経済を復興させるには、いかに多くの人を呼び込むことができるかが鍵である。インフラ整備や生活環境の充実などの公的機関による取り組みだ

²⁹ 災害公営住宅などの家賃を一定期間減額する事業。政令月収（世帯の年間総所得から扶養控除額などを差し引いた後の額を12ヶ月で割った額）が8万円以下の低所得世帯では、住宅の提供開始から5年間、一定の低い水準に保たれるが、6年目から段階的に上がり、11年目になると付近の民間賃貸住宅と同等になる。また、政令月収15万8千円を超える世帯では、入居から3年が経過すると、収入超過者として家賃が上昇する。

³⁰ 有効求人倍率の推移 岩手県：0.51→1.07、宮城県：0.52→1.22、福島県：0.50→1.21（2011年2月→2021年1月）。厚生労働省「被災3県の雇用情勢（2021年3月）」より抜粋、加工。

けでは限界があり、被災地の企業で「働きたい」と思われる魅力と活力に富んだ雇用環境とビジネスモデルへと進化していく必要がある。そのためには、何よりも、被災地の企業経営者自身の不断の努力と事業発展に向けた強い意欲が求められる。

これまで実施されてきた「結の場」や「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」、「専門家派遣集中支援事業」などの被災地企業の事業の高度化を進める施策の多くは、売上の回復や商品開発力・販売力・生産性の向上などの成果を挙げる一方、自己負担を伴わないため、今後も長期にわたって継続することは地域の自律的な発展という観点から好ましくない。震災から10年を経て、意欲ある事業者への支援の絞り込みを図るとともに、より効果的な支援の実施に向けて、地方自治体や金融機関、大学などとの連携を強化していくことが重要である。併せて、被災地企業が自ら持続可能な事業活動を企画・立案できるように、蓄積したノウハウを相互に共有する環境を整備することも必要である。

②観光の再生に向けて

残された課題：回復基調にはあるものの低水準が続く

解決の方向性：東北観光推進機構を中心とした広域戦略の実行

震災後に大きく減少した被災三県の観光入込客数は、観光促進キャンペーンや復興イベントの開催などの官民を挙げた取り組みによって回復基調に転じ、訪日外国人宿泊者数も大幅に増加したものの、岩手県と福島県は震災前の水準を回復できていない³¹。また、足元では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、世界的に旅行需要の落ち込みが見られ、被災地でもその影響が広がっている。

一方で、東北各県が有する観光資源は多岐にわたり、いずれも高い魅力を備えており、観光分野は今後の持続的成長を支える有望な産業である。東日本大震災の鎮魂と復興を願い、2011年から16年までの六年間にわたって開催された「東北六魂祭³²」が多くの人々の関心を集めたことに鑑みれば、各県各市町村単位ではなく、「東北」を一つのブランドとして国内外に発信していくことが重要である。

2017年4月に設立され、同年11月に日本版DMO（広域連携DMO）として認可

³¹ 2019年観光客入込数 対2010年比 岩手県(83.2%)、宮城県(110.9%)、福島県(98.5%)。岩手県観光統計概要(2019年)、宮城県観光統計概要(2019年)、福島県観光客入込状況(2019年)より抜粋、加工。

³² 東北六県の代表的な夏祭りを集めたイベントであり、宮城県仙台市での第1回(2011年)以降、各県で持ち回り開催された。

を受けた一般社団法人東北観光推進機構を中心として、東北六県が一体となった観光戦略の立案と実行に取り組むことを期待する。

また、震災から10年を経て、風化の抑止と次世代への教訓の伝承が大きな課題となっている。教育や研修の一環として各地の震災遺構や伝承館を訪問する復興ツーリズムへの期待が高まっており、修学旅行や企業研修の誘致を進めるべきである。

③一次産業の復興に向けて

残された課題：担い手不足の深刻化

解決の方向性：農地の集約化や法人参入の拡大などによる生産性向上

津波で被災した農地の94%で営農再開が可能となった一方、高齢化や後継者の不在、住民の減少などで担い手不足が生じている。農家・農業生産法人の就労環境の整備、農業用ロボットの導入に向けた技術習得・機材購入支援などによって、就農者の増加や省力化を図る必要がある。また、持続的な農業経営のためには生産性の向上が不可欠であり、海外輸出なども見据えた高付加価値の作物への転換や作業効率の改善につながる農地の集約化を進めるべきである。

また、水産業では、97%の水産加工施設が業務を再開しているものの、水揚げ量は震災前の6割前後の水準³³にとどまっている。水産関係の企業の経営状況は完全には回復していないうえ、農業と同様に高齢化などによる深刻な人手不足が生じている。一部地域では、復興特区制度を活用して、地元漁業者主体の法人に漁業権を付与することで漁業および集落の復興を図る取り組みが進められているが、例外的な事例に止まっている。全国的に労働力人口の減少が進む以上、水産業の継続には、新規の販路開拓や付加価値の創出、消費地・消費者への直接販売などによって生産性の向上を図ることが不可欠である。そのため、企業への漁業権の付与を進めていくとともに、水産加工と連携した付加価値向上を図れる人材の育成に努めることが求められる。

なお、農業・水産業ともに慢性的な人手不足に直面していることに鑑みれば、外国人労働者の受け入れを進めるべきであり、2019年4月に創設された特定技能制度の活用が期待される。しかし、現時点では、被災三県での特定技能1号在留外国人は少数³⁴に止まっており、政府や自治体は、受け入れの拡大に向けて、

³³ 水揚げ量：岩手県61%、宮城県69%、福島県54%（2019年度）。水産庁「東日本大震災からの水産業復興へ向けた現状と課題（2020年3月）」より、抜粋、加工。

³⁴ 出入国在留管理庁HP「特定技能1号在留外国人（令和2年12月末現在）」によると、被災三県での農業分野・漁業分野の特定技能1号在留外国人は合計で52人であり、全産業分野を合わせても312人に過ぎない。

企業による支援計画の策定などを後押ししていくことが重要である。

(3) 原子力災害からの復興に向けて

残された課題：特定復興再生拠点区域を除いた帰還困難区域では、まちの復興プランを描くことができていない

解決の方向性：帰還困難区域の長期展望を示すロードマップの提示

福島第一原子力発電所では、一部の原子炉建屋で使用済燃料の取り出しが行われるなど、廃炉作業が順調に進められている。しかし、高い放射性物質を帯びた燃料デブリ³⁵の取り出しはまだ行われておらず、廃炉作業の完了には、あと30年の年月が見込まれている。そのため、作業にあたっては、周辺自治体との最適な関わりを考えながら地域産業の発展に努める視点が求められる。現在、東京電力は、廃炉関連の就労機会を地域住民に提供すべく、優先的な雇用を進めており、地元の雇用率は6割以上となっている他、地元企業の廃炉事業への参画や資材調達の拡大にも取り組んでいる。地域産業の発展に向けて、こうした取り組みが今後も継続されることを期待する。

また、現在でも7市町村³⁶が帰還困難区域を抱えており、約2万人の住民に対して避難指示が継続されている。帰還困難区域内では、特定復興再生拠点区域の整備が進められているが、それ以外の帰還困難区域では除染が行われておらず、家屋や敷地はいまだ手付かずの状態で見捨てられている。政府は、帰還困難区域について、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組む³⁷。」としているが、避難指示の解除の時期など、具体的な方針を示していない。そのため、原発被災自治体は、まちの復興プランを描くことができず、避難者への将来設計を提示することができない状況が続いている。帰還率の低い双葉町、大熊町、浪江町、富岡町では、帰還したいと考えている住民は1割程度であるのに対し、帰還したくないと考えている住民は5～6割位に達しており³⁸、まちづくりは非常に難しい局面を迎えている。こうした状況を踏まえて、政府は、避難者や自治体が長期展望を描けるように、帰還困難区域の今後の具体的なロードマップを示すべきである。

³⁵ 冷却材の喪失により核燃料が熔融し、原子炉構造材や制御棒と共に冷えて固まったもの。

³⁶ 南相馬市、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、飯舘村、葛尾村の7市町村。

³⁷ 経済産業省「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について（2020年12月）」より抜粋、加工。

³⁸ 復興庁「原子力被災自治体における住民意向調査」より抜粋、加工。

(4) 将来につながる産業基盤の確立に向けて

①福島イノベーション・コースト構想の推進に向けて

残された課題：研究施設の相互連携が不十分

解決の方向性：国際教育拠点の早期整備と教育環境の充実

福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、廃炉関係の研究所や福島ロボットテストフィールドなどの施設整備が進んでいる。しかし、それぞれの研究施設は縦割りで運営しており、成果創出に向けた連携が十分に図られているとは言い難い。現在、検討が進められている国際教育研究拠点が司令塔の役割を果たすことが重要であり、速やかな体制整備を期待する。

同時に、単なる研究拠点の集積に終わらせず、沿岸部の人口の増加と新たな産業集積につなげていくためには、国内外から有為の人材を惹きつける魅力あるまちづくりの視点を併せ持つ必要がある。特に、研究開発や産業化に取り組む若者の育成、高度な専門性を有する研究者の子弟に世界水準のカリキュラムを提供する環境の整備は不可欠である。既に福島県初のスーパーグローバルハイスクールに指定された福島県立ふたば未来学園が整備されているが、大学・大学院などの高等教育機関は十分とは言い難い。そのため、福島県や浜通り地域の市町村と連携し、教育環境の一層の充実を図っていただきたい。その際には、将来の原子力分野を担う人材を育成する工学系学部・学科などを中心に、イノベーション・コースト構想の推進にも通じる教育・研究環境が整備されることを期待する。

②国際リニアコライダー（ILC）³⁹の日本誘致に向けて

残された課題：建設費の国際分担と誘致で期待される幅広い価値・経済効果の検証

解決の方向性：誘致の価値の省庁をまたぐ政策的分析と準備研究所⁴⁰への早期の移行

本会が震災直後から提言を重ねてきた国際リニアコライダー（ILC）の誘致については、約 8,000 億円の建設費が障壁となり、今なお、日本政府は誘致に向

³⁹ 岩手県と宮城県にまたがる北上山地の地下 100 メートル、全長 20 km のトンネルに設置する直線型加速器。光速に近い速度で電子と陽電子を衝突させ、宇宙誕生直後に近い状態を再現し、宇宙の成り立ちを探求する。

⁴⁰ 国際将来加速器委員会（ICFA）は、2020 年 8 月に日米欧を中心とする国際リニアコライダー（ILC）国際推進チームの設立を承認。ILC 国際推進チームは、日本に本部を置く ILC 準備研究所設立に向けた制度設計などが任務。2022 年度に ILC 準備研究所が世界の研究所の連合体として開始できるよう組織・運営体制・事業内容の提案書をまとめている。

けた正式な意思表示を行っていない。ILC は、建設による直接の経済効果だけでなく、海外研究者やその家族による消費、国際エリア創造などの付随的効果も生じる。また、内外の研究者を起点としたイノベーション創造や新技術創出、国際人材の育成など、東北・被災地にとどまらない様々な効果も期待される。現在、ILC 誘致は文部科学省が所管しているが、その効果は、学術研究はもとより、震災復興や地方創生、経済活性化など多岐にわたるものであるため、関係各省庁が連携し、その意義について多面的な分析を行うべきである。

一方、日本での ILC 整備には、2019 年以降、米国政府の支持表明や日本誘致に協働姿勢を表明した欧州素粒子物理戦略の発表など、海外からの期待も高まっている。国際将来加速器委員会 (ICFA)⁴¹は、日米欧を中心とする世界の研究所の連合体「ILC 準備研究所」の 2022 年開始を現時点の最重要課題とし、その制度設計のための ILC 国際推進チームを設置した。ILC 準備研究所は日本に本部を置くとされ、政府間レベルでの国際分担協議を支援、国際共同開発を統括する国際センターとなる。世界の協力が進む中、時機を逸せず準備研究所に移行できるよう政府の対応を求める。

今後、2026 年頃の建設開始を目指し、ILC 準備研究所での国際技術協力を元に、政府間での国際分担協議が進められていくことになる。こうした世界の動きや日本への期待を踏まえ、日本政府は費用対効果の検証を急ぐとともに、誘致に向けた意思表示を速やかに行うべきである。

③風評払拭に向けて

残された課題：今もなお福島県産品に対する風評被害が存在

解決の方向性：検査結果の粘り強い情報発信の継続

福島第一原子力発電所から 80km 圏内の空間線量率平均⁴²は、除染により、2011 年 11 月比で約 78%減少しており、多くの地域で通常の生活ができる状況となっている。福島県の主要な都市は、世界と比較しても同水準の空間線量である⁴³。消費者の食品に対する不安を払拭するため、これまで農林水産物は、出荷前に徹底した検査を行い、放射性物質の基準値を超えたものについては、市場に流通させない措置を講じてきた。2018 年以降、米、野菜、果物、肉類などで基

⁴¹ 世界の主要加速器研究所の所長と欧米アジアの研究者代表で構成された国際統括委員会。

⁴² 対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。地表面から 1m の高さで測定。

⁴³ 福島市 (0.13)、郡山市 (0.07)、南相馬市 (0.06)、いわき市 (0.06)、ロンドン (0.11)、パリ (0.04)、ニューヨーク (0.05)。単位は毎時マイクロシーベルト (人体などが受ける放射線の量)。福島県「ふくしまの現在 復興・再生のあゆみ (第 2 版)」より抜粋、加工。

準値を超えたものは1件も発生していない⁴⁴。政府や自治体などが風評払拭に向けた様々な取り組みを行ったことにより、消費者の不安は震災直後と比べて和らいできた。しかし現在でも、「福島県産食品の購入をためらう」と回答した人の割合は1割程度、存在しており⁴⁵、買い控える動きは解消していない。また、福島県産食品の輸入規制を15の国・地域が継続をしている⁴⁶。農産物輸出量は過去最高を記録している反面、米や桃など、主な農産物の価格はいまだに震災前の水準を回復していない状況となっている⁴⁷。福島県産の食品を購入してもらうためには、多くの小売店で販売してもらう必要がある。安全・安心に対する認識は、一人一人が違うため、風評の完全な払拭は難しい。このため、相手に現状を理解してもらえるように、食品の徹底した安全確保と検査結果の正確な情報発信を粘り強く行っていくべきである。また、企業としては、福島県産の食品を積極的に従業員食堂や贈答品などに活用していくべきである。

⁴⁴ 福島県「農林水産物のモニタリング検査件数及び結果の推移」より抜粋、加工。

⁴⁵ 「福島県産品の購入をためらう」と回答した人の割合：19.6%（2014年8月）から10.7%（2020年2月）に減少。福島県「福島県風評・風化対策強化戦略（第4版）」より抜粋、加工。

⁴⁶ 福島県産食品の輸入規制の国・地域は、震災直後の54から15に減少（2021年1月現在）。福島県「福島県産食品の輸入規制の状況」より抜粋、加工。

⁴⁷ 福島県「福島県風評・風化対策強化戦略（第4版）」より抜粋、加工。農産物輸出量（2010年：152,924 kg、2018年：217,847 kg）、主要農産物の価格差の割合（米：97.3%、もも：80.9%（全国比））。

Ⅲ. これからの災害対応に向けて

1. 政府・自治体への要望

東日本大震災は、人口減少局面に転じた日本が初めて直面した大災害だった。復旧・復興過程では、人口減少と過疎化に伴うコミュニティの脆弱化、高齢化による経済・社会活動の担い手不足、産業基盤の衰退と企業活力の低下、公共インフラの老朽化など、様々な社会課題に圧迫されている地域で自然災害が発生したとき、人々を惹きつける魅力ある産業・生活の基盤を速やかに構築することができなければ、災害以前から続く衰退傾向は一層加速して、地域の持続可能性が急激に失われていくことが明らかとなった。

同時に、一層の人口減少や少子・高齢化、厳しい財政状況が継続することによって照らせば、東日本大震災は、国民の税負担によって原形復旧を図れる最後の大災害でもあったのではないかと懸念されている。今後、同様の対応が難しくなる中、大災害が発生したとき、我々は、原形復旧のためではなく、新たな魅力を創出する「投資」の視点をもって限りある資源の活用に取り組む必要がある。

日本は今後も、首都直下型地震や東海・東南海・南海トラフ巨大地震など、様々な地震災害の発生が懸念されている。また、2018年西日本豪雨や2019年台風19号など、過去に例を見ない規模の風水害も毎年のように発生している。人口減少が続く日本社会は、いかに自然災害と対峙していくべきか。「復旧ではなく復興」という理念を今一度噛み締め、官民を挙げた新たな災害対応の枠組みを構築しなければならない。

(1) 災害対策の基本を創造的復興に改め、産業復興に向けた政策手段の拡充を

東日本大震災の復旧・復興過程を振り返ると、道路・鉄道や防潮堤、災害公営住宅などの公共インフラの再整備が進められたにもかかわらず、仙台市近郊を除く多くの被災地で、人手不足などに起因する産業復興の遅れが人口減少を招く悪循環が生じている。東日本大震災復興基本法では、復旧にとどまらない創造的復興が掲げられたものの、予算使途などを振り返れば、インフラ整備に重点が置かれていた面は否定できない。

今後の災害復興にあたっては、被災者や国内外の人々を被災地に結びつける魅力的な雇用機会を生み出す産業復興こそ最重要課題と位置付け、産業再生や新事業創出、人材育成などのソフト面の取り組みを強化していかなければならない。災害対策基本法は、第二条の二第六項において、「災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること」と理念を定めているが、人口減少局面にある現在の日本では、速やかな施設の復旧と被災者の援護に加え、産業活力の創出に向けた創造的施策が伴わなけれ

ば復興を進めることはできない。

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の理念の復旧にとどまらない創造的復興を掲げ、産業復興に向けた政策手段の一層の充実を期待する。

(2) 産業復興に向けた官民連携の一層の充実を

東日本大震災の被災地では、大都市近郊や産業集積が進んでいるなどの雇用機会が充実した地域に比べ、地場産業の再建や産業基盤の確立が遅れた地域で住民の帰還が少数に止まり、人口減少などの課題が深刻化している。そのため、これからの災害対応では、何よりも被災地に人々を惹きつける経済活力を生み出すという視点が求められる。

東日本大震災の復旧・復興過程でも、こうした視点に基づき、被災地企業の事業の高度化に向けて、グループ補助金などの各種支援策やビジネスマッチングを展開する「結の場」、福島相双復興推進機構（官民合同チーム）によるコンサルティング支援、福島イノベーション・コースト構想推進機構によるイノベーション創出の支援など、過去に例のない様々な産業復興政策が実施された。

「結の場」の運営や福島相双復興推進機構による支援に際しては、多くの民間人材が活躍しており、今後の災害対応にあたっては、こうした官民連携による産業復興の取り組みを一層強化・拡充していくべきである。

そのためには、これまで以上に多様な民間人材の活用に向けて、副業・兼業による人材確保、復興庁への派遣や官民合同チームでの業務経験を有する人材のネットワーク化・プーリングなどが考えられる。また、的確な意思の伝達や効率的な業務執行を行うには、組織内での一体感の醸成や IT 環境・コミュニケーションツールの統一、第一線で支援にあたる多様な人材を束ねるマネジメント豊富な人材の登用、指揮命令・意思決定系統の統一といった細かな組織運営上の配慮も必要である。その他にも、業務上得られたノウハウや課題などの貴重な経験値が散逸しないように引継ぎ体制を整備するなど、運営にあたっては常に組織力の向上に配慮することが求められる。

(3) 防災から復興まで一貫通貫で所管する省庁の創設を

東日本大震災の発生から復興庁の設置まで、約 11 ヶ月の時間を要した。速やかな産業・生活基盤の再建が復興の第一歩であることを考えれば、復興政策を統括する組織の重要性は言うまでもない。同時に、激甚化・広域化した自然災害が頻発する現状に照らせば、平素から各省庁の枠組みを超えて防災の取り組みにワンストップで対応し、防災から復興までを一括して担う専門組織の創設が必要である。

現在、内閣府が防災政策全般を所管し、復興庁が東日本大震災の復旧・復興

事業を担当しているが、両者を統合した専門組織を創設して、事前の対策から災害発生直後の救援活動、復旧・復興事業に至る一連の政策対応を一元化できれば、対応の迅速化や効率化、東日本大震災の経験を通じて蓄積されたノウハウの展開が期待される。地方自治体の約6割も専門組織創設の必要性を認めており⁴⁸、速やかな創設を期待する。

(4) 一層の自治体間連携の推進を

東日本大震災のような大規模災害の場合、被災した市町村が単独で対応することは困難であり、他の地方自治体との連携が必要となることが明らかとなった。その際、災害が生じてから連携を図るのではなく、平素から連携に取り組んでいた地方自治体ほどスムーズな対応が見られた。

例えば、遠野市（岩手県）では、過去の被害状況を踏まえて、津波が来ない内陸という地形を活かし、津波災害時には、後方支援体制の拠点となることを企図し、2007年11月に周辺自治体と推進協議会⁴⁹を設立して合同で防災訓練を行っていた。そのため、東日本大震災の発生直後から関係各機関や団体が活動するための敷地の提供、支援物資の収集や搬送が可能な施設の整備を行うなど、スムーズな支援の展開に貢献した。同様に、2019年台風19号による大規模水害では、利根川流域沿いの一部の自治体で氾濫寸前の状態となったが、「利根川中流4県境広域避難協議会」を設置して平時から連携に取り組んできた茨城県境町や埼玉県加須市などでは、県境や市境を超えた避難が実施された。

また、迅速で的確な災害対応を行うためには、実際の災害現場でのスケール感を把握しておくことが重要である。昨今の大規模災害では、被災市区町村応援職員確保システム⁵⁰により、他地域で発生した災害に対し、全国の自治体職員が協力して被災地の支援を積極的に行うようになっている。

こうした好事例を踏まえ、今後、より多くの地方自治体で連携の取り組みが広がることを期待する。平素から連携に取り組む、それぞれの避難計画やBCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）に自治体間連携を組み込むことで、広域災害への備えを進めていくことが重要である。

⁴⁸ 防災から復興までを担う「防災省」は、必要（23.2%）、どちらかといえば必要（38.2%）。全国の地方自治体に対して実施。「共同通信アンケート」より抜粋、加工。

⁴⁹ 三陸地域地震災害後方支援拠点施設整備推進協議会 遠野市、宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町、住田町、川井村（現宮古市）の9市町村。

⁵⁰ 大規模災害発生時に、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣システム。被災市区町村の職員が行う災害対応業務を支援するため、応援職員の派遣などを行う。

(5) 事前復興⁵¹に向けた取り組みを

防災の努力を重ねていたとしても、大規模な自然災害に対して、被害発生を完全に防ぐことは不可能である。そのため、迅速な復旧や復興を進めるためにも、復興の手順や進め方を事前に決めたり、復興における将来目標像を事前に検討したりしておくことが重要である。しかし、現在、復興事前準備に取り組んでいる自治体は半数程度にすぎず⁵²、十分とは言えない状況であり、今後の地方自治体の努力を期待する。

多様な災害が発生する昨今の状況を踏まえると、地域特性に応じた政策が求められている。そのため、事前復興計画の策定にあたっては、都市のランドデザインを描くとともに、復興の方針や各事業の実施順序や優先順位、財源などを明確にしておくことが重要である。行政だけで実効性のある計画を策定することは難しく、住民や企業などとコミュニケーションを重ねながら、事前の合意を取り付ける工夫が必要である。

2. 企業による自助・共助の加速

東日本大震災では、避難計画の不備やサプライチェーンの寸断、東京都内での大量の帰宅困難者の発生など、個々の企業においても、様々な課題が明らかとなった。本会では、2016年8月に意見書「首都直下型地震対策における企業経営者の役割」を取りまとめ、首都直下型地震の発生から1週間程度の期間に直面することが想定される課題について、首都圏に事業所を構える企業経営者が取り組むべき対策を整理した。本報告書では、その後に実施した防災設備の視察や有識者からのヒアリング、意見交換を踏まえ、より広範な災害に対して企業が取り組むべき対策を整理した。

(1) サプライチェーン・マネジメントの強化

東日本大震災では、部品加工を担う企業が集積する東北地方に大きな被害が発生しただけでなく、高速道路などの交通インフラも麻痺したため、サプライチェーンが寸断される事態となった。影響は国内にとどまらず、日本企業の市

⁵¹ 中林一樹 東京都立大学 名誉教授によると、阪神・淡路大震災を契機に使われるようになった「事前復興」の概念には、①被災後に進める復興対策の手順や進め方を事前に講じておく、②復興における将来目標像を事前に検討し共有しておく、③被災後の復興事業の困難さを考慮してあらかじめ災害に強いまちにしておく、の3つの意味が含まれる。①と②は「復興事前準備」、③は「減災・防災都市づくりの促進・上乘せ」とも呼ばれる。(出所：中林一樹 1999年3月「都市の地震災害に対する事前復興計画の考察～東京都の震災復興戦略と事前準備の考え方を事例に」東京都立大学都市研究所編 総合都市研究 p.141～164)

⁵² 地方自治体の復興事前準備は、約55%の自治体が取り組みに着手。国土交通省「「復興まちづくりのための事前準備」の着手率(2020年12月)」より、抜粋、加工。

場占有率が高い部材の供給が滞ることで、海外でも生産停止や減産などが行われた。

この教訓を踏まえて、多くの企業が材料や部品の調達を安定させるために、生産拠点や調達先の分散化、代替生産、業界の垣根を超えた連携などのリスク管理に努めており、既に多くの企業がBCPを作成している。しかし、中小企業を中心に未作成の企業も多い。また、BCPを作成していながら緊急時に十分な対応ができなかった例も見られたことに照らせば、サプライチェーンの分断が企業経営に深刻な影響を与えるとの認識の下、既存の枠組みに捉われることなく、サプライチェーンの末端までを視野に入れて、BCPの不断の見直しを重ねていくことが重要である。

(2) 訓練・研修の徹底と非常時の指揮命令系統の確立

災害が発生した際、何よりも重要となるのが、社員や取引先など、業務に係る人の安全確保である。このため、社員全員が人命救助の行動を取れるよう、日頃から災害に対する意識を持つとともに、避難訓練や研修を行うことが重要である。災害対策の基本は「自助」であり、平時から訓練を重ね、災害に備えておかなければ危機に対応することはできない。経営者自ら率先して避難訓練に取り組み、多様な想定と訓練後の検証を重ねることで、社員をはじめとする多くの人々の安全確保に努めなければならない。

大規模災害発生時には、救援・復旧作業と並行して社内外からの対応を進める必要がある上、責任者が不在の場合も想定される。そうした状況下で組織としての的確な対応を行うためには、平時において、権限代行者や情報発信・集約の一元化などの非常時の指揮命令系統を検討し、社内での共有に努める必要がある。

なお、事務所の安全を確保するため、建物の耐震化や事務机・キャビネットの固定、緊急時の社員の安否確認や行動体制のあり方などを確認すべきであることは言うまでもない。これらの取り組みが、帰宅困難者数の抑制や救出・救助機関の災害弱者への集中運用につながり、災害時の混乱を減少させることに大きな役割を果たす。

発災後、職場にとどまるためのマニュアルを作成しておくことも重要である。とりわけ、首都直下型地震では、多くの帰宅困難者の発生や交通の混乱などが想定されており、従業員や部外利用者のための飲料水、食糧品、生活必需品などの備蓄を最低限3日分⁵³はしておくべきである。なお、停電などの事態も想定されるため、デジタル化が進展する中でも最低限度のバックアップ体制は意識

⁵³ 東京都「「日常備蓄」を進めましょう リーフレット」より抜粋、加工。

しておくことが求められる。

(3) 従業員家族の安全確保・安否確認

従業員にとって家族こそ最も大切なものであり、家族の安否が不明な場合に危険が想定されていたとしても、従業員が帰宅を試みるのは当然のことである。そのため、一斉帰宅の抑制を徹底する前提として、各従業員がそれぞれの家族の安否を確認できるように、通信体制の整備や手段の構築を図る必要がある。

さらに平時から、家族の安全確保に向けて、従業員に対する啓発活動を実施すべきであり、具体的には自宅の家具の固定や水・食糧品・日用品などの備蓄、災害発生時の家族集合場所やハザードマップの確認などを推奨すべきである。この点について、株式会社ジェイテクトは先進的な取り組みを実施しており、各従業員の自宅について、立地や築年数などに基づく危険度や被災リスクを診断した「減災カルテ」を作成し、防災意識の向上に努めている。

(4) 経営者の心構え

地震や風水害に加え、昨年来の新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、近年、企業経営に大きな影響を与える事象が続発している。災害発生時に被害を最小限に食い止め、速やかに事業活動を再開する「レジリエンス」は企業価値の維持だけでなく、社会貢献の観点からも重要である。平時においてBCPを策定し、事業活動における頑強さ (Robustness)、冗長さ (Redundancy)、迅速さ (Rapidity)、動員力 (Resourcefulness) を強化することで、事業活動の落ち込みの最小化や回復までの期間短縮に努める必要がある。同時に、財政状況に鑑みれば、今後は公的支援にも自ずと限界が生じるだろう。政府による緊急融資などに過度に依存せず、キャットボンド⁵⁴なども活用し、財務面への影響を最小限に抑えるリスクファイナンスに努めることも重要である。

一方で、東日本大震災などの大規模災害後には、従来の事業環境とは異なる新しい状態 (new normal) へと経済社会が変化する場合もある。この場合には、柔軟性や関係各所とのネットワークを発揮して変化に対応する適応型のレジリエンスが重要であり、経営者自身が変革を推進するリーダーシップを発揮することが求められる。

(5) 地域防災に向けた企業の貢献

災害は、建物の損壊や火災、帰宅困難者の発生やライフラインの遮断など、

⁵⁴ 大規模自然災害の補償による損失の発生を避けるために売り出される債券。大型台風の風速、大地震の震度などの基準を定め、期限内にそれを上回る大災害がなければ投資家は元本と高い金利を受け取ることができる。

様々な問題を引き起こすため、一企業だけですべてに対応するのは困難である。したがって、各企業は自社が立地する地域で他企業や地方自治体などと平時から連携することが重要である。異なる特徴を持つ事業者間の連携によって相乗効果を期待できる可能性が高い。

日頃から関係者がコミュニケーションを取って連携する体制を構築すべきである。災害時のスムーズな初動対応が可能となり、被害の軽減につながる。特に、大企業が持つ施設や組織力は地域住民の大きな助けとなるため、帰宅困難者の支援や近隣住民の支援、避難者への飲料水・食糧品の提供、一時滞在場所の確保などの協力を促していく。

東日本大震災では、発災直後から被災地に多くの救援物資が届けられたが、多くの地方自治体には十分な物流管理のノウハウがなく、必要とする被災者の手元に救援物資が届かない事態が頻発した。それに対して、運輸・宅配業者が仕分けや在庫管理などの業務に協力することで、徐々に配送が円滑に行われるようになった。こうした経験を踏まえ、大手運輸・宅配業者が地方自治体と災害協定を締結して、災害発生時に物流拠点の運営や避難所への配送に協力する取り組みが広がっている。民間企業はそれぞれの事業分野で様々なノウハウを蓄積しており、災害時に地方自治体をスムーズに支援できるよう平時から連携に努めるべきである。

また、個々の企業では、従業員が消防団⁵⁵に加入しやすい環境整備に取り組むことを期待する。消防団は、住民の避難支援や被災者の救出・救助などの活動だけでなく、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導なども行っており、地域住民から高い期待が寄せられている。しかし、近年、消防団は加入者が減少し、平均年齢も上昇⁵⁶が続くなど、憂慮すべき課題が生じている。昨今の新型コロナウイルス感染症により、テレワークを導入する企業が増加しており、これまでよりも地域との関わりを持つ時間や機会が多くなっている社員も増加していることから、働き方改革の一環として、地域貢献に向けた環境整備を会員所属企業に促していく。

(6) 地域のつながりの重要性

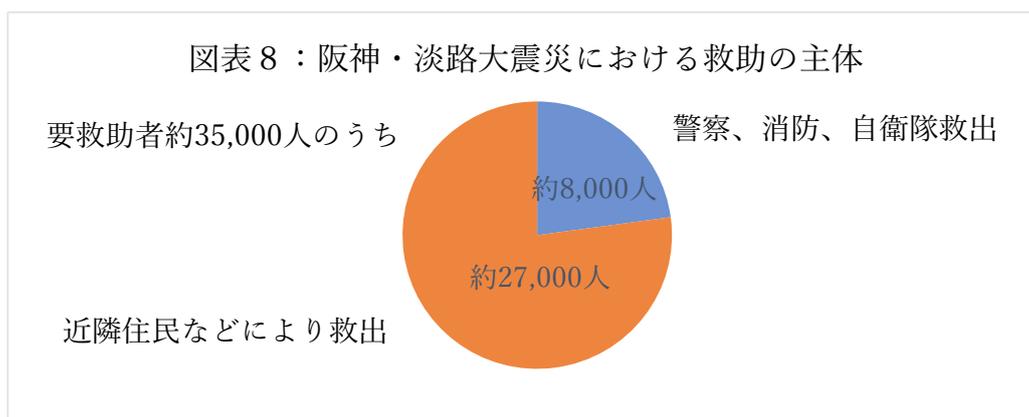
昨今、隣近所のつながりが希薄になっており、地域のつながりをどう作っていくか、災害時に隣近所でいかにして助け合っていくのが課題となっている。1995年の阪神・淡路大震災では、震災発生後、多くの人々が建物の下敷きとなり、

⁵⁵ 18歳以上の健康な方であれば男女問わず入団資格をもつ。消防団員の身分は特別職の非常勤公務員。消防団員は地域の住民などで組織され、地域に密着した活動を行う。

⁵⁶ 消防団員数：約81万人、消防団員平均年齢：41.9歳（2020年4月現在）総務省消防庁「消防白書（令和2年版）」より抜粋、加工。

約 35,000 人が救助を必要としたが、そのうち 80% の約 27,000 人が近隣住民などから救助された（図表 8）。災害の発生時には、行政による救助活動だけでなく、地域の企業や住民など、様々な主体が協力することが重要である。

災害発生時の対応力向上の観点から、企業は事業所における防災訓練への近隣住民の参画促進、地方自治体や自治会との協働実施など、日頃から地域社会と連携した災害対策に努めていくべきである。



出所：内閣府「平成 26 年版 防災白書「阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数」」より抜粋、加工。

IV. おわりに

震災発生直後に約 47 万人を数えた避難者は約 4.1 万人にまで減少しており、住宅再建や公共インフラの整備は概ね完了した。被災三県の生産水準は震災前の水準をほぼ回復するなど、復興に向けた着実な歩みが進んでいる。また、福島第一原子力発電所事故により住民が避難を余儀なくされた福島県の 12 市町村では、避難指示が段階的に解除され、帰還困難区域内においても特定復興再生拠点の整備が進められるなど、この 10 年間で復旧・復興は大きく進展した。復旧・復興に尽力された行政、企業、NPO、そして何よりも多くの住民の皆様のため努力に心から敬意を表したい。

その一方で、被災地には、産業復興や被災者の心のケア・生活支援、地域コミュニティの再生など、依然として多くの課題が残されている。また、福島県を中心に今も 4 万人以上の方が避難を余儀なくされており、帰還困難区域では、帰還の見込みすら立てられない状況が続いている。こうした中、当初、2021 年 3 月末とされていた復興庁の設置期間が 2031 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。2021 年度から 2025 年度までの 5 年間で第 2 期復興・創生期間と位置づけ、1.6 兆円規模の事業費を投じる見込みである⁵⁷。これからが復興の正念場であり、次の 10 年に向け、「復旧ではなく復興」という言葉の意味を噛み締めながら継続性のある取り組みを進めていくことが重要である。

近年、これまでにない激甚化・広域化した自然災害が日本各地で発生している。足元では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が生じており、地震や風水害などの自然災害と同時に、感染症リスクを考慮した複合災害⁵⁸への対応が求められている。一般的に、自然災害というとき、我々は地震や台風の発生を想像するが、地震や台風それ自体は自然現象に過ぎない。様々な自然現象と社会構造上の脆弱な事象が結びつき、人々の生命・財産・生活に被害が発生した時に、初めて自然災害となる。すなわち、自然災害とは、我々の社会が抱える脆弱性の顕在化である。

こうした視点に立ったとき、日本は災害に対してこれまでになく脆弱な時代を迎えている。東日本大震災の経験は、人口減少に伴う様々な社会課題に圧迫されている地域で自然災害が発生したとき、人々を惹きつける魅力ある産業・生活の基盤を速やかに構築する必要性を示している。これまでの災害対応の体制を見直し、防災から復旧・復興までを一元的に所管して推進する省庁の整備などが求められる。そして、今後の災害にあたっては、東日本大震災の復旧・復興過程で進められたこれまでにない様々な政策、とりわけ官民連携に基づく産業復興の取り組み

⁵⁷ 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組（2020 年 9 月）」より抜粋、加工。

⁵⁸ 複数の災害がほぼ同時に発生するか、もしくは短期間に立て続けに発生する災害。

を進化させていくことが不可欠である。「復旧ではなく復興」という理念の下、不断の努力を重ねていく覚悟が求められる。

一方、明るい兆しもある。東日本大震災では、全国各地から老若男女を問わず、多くのボランティアが被災地に駆けつけて、救援活動やがれきの除去、心のケアなどの様々な活動に取り組んだ。多くの若い世代がボランティア活動で見せた献身的な取り組みは、先行きに不安を感じる被災者を大いに勇気づけた。また、東日本大震災での経験を踏まえ、ボランティアや行政など、関係者と連携や調整の役割を担える機関設立の声が高まったことを背景に、2016年に特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が設立され、効率的な支援が行われるようになった。

こうした活動は、西日本豪雨や2019年台風19号など、その後の災害でも広く見られた。多くの人々の心の中にある「困っている人を助きたい」という純粋な思い、家族や地域の絆を大事に思う気持ちは、今後の大規模災害においても復旧・復興の大きな推進力となるだろう。近年、大規模な自然災害が毎年のように発生している。災害はいつどこで起きても不思議ではないことを強く認識し、国民一人一人が平時から家族や地域を守る心構えを持って防災・減災に努めていけば、日本社会が抱える脆弱性を克服することができるだろう。

経済同友会では、東日本大震災の発生から10年にわたって復旧・復興に向き合ってきた。本報告書は、経済団体が個々の企業の枠を超えて被災地支援の一翼を担った記録であるだけでなく、災害復興や防災に関する経営者の知見を集約したものである。被災地の伝承館やモニュメント同様に、風化を防ぎ、震災の記憶と記録を後世に引き継ぐためのアーカイブとして、次世代に活かされることを望む。そして、経済同友会をはじめ、産業界や企業、経営者が災害に立ち向かう不断の努力を呼び起こす一助となることを期待する。

V. 巻末資料

1. 提言一覧（防災・震災復興関連）

発表年月	タイトル・主な内容
2011年 6月	<p>「新しい東北、新しい日本創生のための5つの視点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興庁」よりも、「東北復興院」を直ちに設置 ・住民の合意形成や権利調整を円滑にする仕組み作り ・「特区」活用で迅速かつ大胆な復興 ・民間資金も含め、あらゆる手段で復興財源を確保
2012年 2月	<p>「東日本大震災からの復興に向けて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧にとどまらない、新たなまちづくり ・暮らしを支える産業・雇用の確立 ・原子力災害からの復興に向け、住民の不安感の解消
2012年 12月	<p>「東日本大震災からの復興の加速化に向けた政治のリーダーシップを求める」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興庁の権限の強化・集中化、復興庁の被災地への移転 ・広域的な視点による復興ビジョンの策定 ・継続的な産業支援による生業の再生 ・人づくりの視点に立った街づくりの支援強化
2013年 10月	<p>「東日本大震災からの復興の加速に向けて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体の機能強化 ・持続的な産業基盤の確立 ・原子力災害の克服
2014年 12月	<p>「東日本大震災被災地の将来展望を開く」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃炉・汚染水対策の一層の強化、政府を挙げた風評対策の取り組み ・人材育成の一層の支援、グローバルな視点で人材確保 ・広域の視点でまちづくりと産業復興
2016年 3月	<p>「復興・創生期間に向けた提言」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能性の観点からまちづくりを計画 ・福島原発周辺12市町村は一体となったまちづくりを実施 ・震災の教訓を活かした防災への取り組みを平時から実施
2016年 8月	<p>「首都直下地震対策における企業経営者の役割」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の徹底と検証、応急対応リーダーの育成 ・保有施設の耐震化の推進、救援段階における地域への貢献 ・行政からの情報発信の強化、行政組織間の役割分担の明確化

2. シンポジウム（被災地）開催一覧①

開催年月 開催場所	プログラム
2012年 3月 宮城県仙台市 ウェスティン ホテル仙台	【全国経済同友会 東日本大震災 追悼シンポジウム】 ・来賓講演 震災復興とソーシャル・ビジネス ・セッション① 原子力災害からの復興 ・セッション② 追悼式典 ・セッション③ 被災地の復興とわが国経済の再生に向けて
2013年 3月 宮城県仙台市 ウェスティン ホテル仙台	【全国経済同友会 東日本大震災 追悼シンポジウム】 ・基調セッション 被災地の現状と課題 ・追悼式典 ・第1分科会 原子力災害の克服に向けて ・第2分科会 被災地の産業・雇用の復興に向けて ・第3分科会 街づくりとコミュニティの再生に向けて
2014年 3月 宮城県仙台市 ウェスティン ホテル仙台	【全国経済同友会 東日本大震災 追悼シンポジウム】 ・基調セッション 被災地の産業復興に向けた課題 ・追悼式典 ・第1分科会 福島第一原発の現状と原子力災害の克服に向けた課題 ・第2分科会 産業復興に向けた沿岸被災地の課題 ・第3分科会 東日本大震災の教訓と今後の災害への備え
2015年 3月 岩手県盛岡市 盛岡グランド ホテル	【全国経済同友会 東日本大震災 追悼シンポジウム】 ・基調セッション 今後の復興に向けた官民の役割・連携について ・追悼式典 ・第1分科会 原子力災害からの福島復興に向けて ・第2分科会 新たな雇用機会の創出に向けて ・第3分科会 今後のまちづくりの展望と課題
2016年 3月 宮城県仙台市 ウェスティン ホテル仙台	【全国経済同友会 東日本大震災 追悼シンポジウム】 ・基調報告 集中復興期間5年間を振り返って ・第1セッション これからの復興の道筋 ・追悼式典 ・第2セッション 専門高校の復興と IPPO IPPO NIPPON ・第3セッション IPPO IPPO NIPPON プロジェクト支援校の発表

2. シンポジウム（被災地）開催一覧②

開催年月 開催場所	プログラム
2016年 11月 宮城県仙台市 ウェスティン ホテル仙台	【IPPO IPPO NIPPON プロジェクト 東北支援 終了式典】 ・ IPPO IPPO NIPPON プロジェクトと産業教育の復興 ・ 震災を乗り越えた生徒達による発表
2018年 3月 宮城県仙台市 ウェスティン ホテル仙台	【震災復興プロジェクト・チーム ミニシンポジウム】 ・ 基調講演 「活力ある日本の再生の先導的役割」としての復興 ・ 各地域の現状と課題（岩手・宮城） ・ 各地域の現状と課題（福島） ・ 産業界および経済同友会の役割
2019年 3月 宮城県仙台市 ウェスティン ホテル仙台	【震災復興プロジェクト・チーム シンポジウム】 ・ 第1部 沿岸地区における産業復興の状況と今後の方向性 ・ 第2部 福島におけるインフラ・ナリワイの再構築に向けて ・ 第3部 東日本大震災の経験から導く防災に関する示唆 ・ 総括スピーチ 東日本大震災発生から8年間の振り返りと今後の方向性
2020年 3月	新型コロナウイルス感染症の影響により中止

※2021年3月に予定していた「東日本大震災 追悼シンポジウム」は新型コロナウイルス感染症の影響により7月に開催を延期。

3. 夏季セミナー（被災地）開催一覧

開催年月 開催場所	東北アピール 主な内容
2011年7月 宮城県仙台市 佐勘	「この国の危機を克服し、復興と成長を確かなものとする」 <ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体、企業が各々の役割と責任を果たし、復旧・復興の加速化を ・エネルギー政策はコストと時間軸を考えながら冷静な議論を ・日本の持続的な成長に向けて、「実行」を担保せよ
2012年7月 岩手県盛岡市 盛岡グランドホテル	「復興と成長への決断と実行」 <ul style="list-style-type: none"> ・「実行する経済同友会」の推進を ・国民の総力を結集して、復旧の加速と復興の実現に向けたビジョンを確立し、速やかな取り組みを ・成長戦略・歳出削減・歳入増の三位一体改革の実現を ・決断し、実行する政治へ
2013年7月 福島県いわき市 スパリゾートハワイアンズ	「成長と復興への革新的挑戦」 <ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」で積み残された改革の断行を ・電力需給の安定化にあらゆる努力を ・財政健全化に向けた歳出改革の断行を ・グローバル競争を戦うための経営改革に経営者はコミットを ・被災地での事業再建や新規事業の支援促進と、災害時の事業継続性の強化を
2014年7月 宮城県仙台市 ウェスティンホテル仙台	「持続的成長と革新的経営への挑戦」 <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携を推進する復興グランドビジョンの策定を ・競争力あるエネルギー供給体制の実現を ・社会保障関係費の抑制等による財政健全化と経済成長の両立を ・世界と日本で稼ぐ企業をめざし、革新的経営の実践を
2015年7月 福島県郡山市 ホテルハマツ	「持続可能な社会の構築に向けて」 <ul style="list-style-type: none"> ・経営改革とイノベーションの実現による生産性の革新を ・2020年以降の新しい社会に向けて、あらためて税・社会保障の一体改革を ・地域経済の再生に向けて、官民を挙げた基盤づくりを ・地方創生のモデルとなる被災地の再生を

※2010年以前および2016年以降の夏季セミナーは長野県軽井沢町で実施。

尚、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により、東京都港区で実施。

4. 復興庁・被災三県復興局への派遣人数・出身企業の業種

派遣年度	人数	出身企業の業種
2012年度	6	アイリスオーヤマ、住生活グループ、東京海上日動火災保険、博報堂、三菱地所、ローソン
2013年度	8	アイリスオーヤマ、東京海上日動火災保険、凸版印刷（2名）、博報堂、三菱地所、LIXILグループ、ローソン
2014年度	8	KDDI（2名）、凸版印刷（2名）、博報堂、三菱地所、森永乳業、LIXILグループ
2015年度	8	KDDI（2名）、凸版印刷（2名）、博報堂、三菱地所、森永乳業、LIXILグループ
2016年度	5	KDDI（2名）、三菱地所、森永乳業、LIXILグループ
2017年度	5	KDDI エボルバ、KDDI グループ、日本航空、三菱地所、森永乳業
2018年度	5	KDDI エボルバ、KDDI グループ、日本航空、三菱地所、森永乳業
2019年度	4	KDDI エボルバ、日本航空、三菱地所、森永乳業
2020年度	3	KDDI エボルバ、日本航空、三菱地所

2021年5月現在

防災・震災復興委員会

(敬称略)

委員長

木村 恵 司 (三菱地所 特別顧問)

徳植 桂 治 (太平洋セメント 特別顧問)

副委員長

大久保 和 孝 (大久保アソシエイツ 取締役社長)

奥村 洋 治 (フジタ 取締役社長)

加納 望 (ANAホールディングス 常勤監査役)

久慈 竜 也 (久慈設計 取締役社長)

中山 泰 男 (セコム 取締役会長)

二子石 謙 輔 (セブン銀行 取締役会長)

松本 順 (みちのりホールディングス 代表取締役グループCEO)

委員

浅沼 章 之 (浅沼組 執行役員)

網谷 勝 彦 (日本コンクリート工業 取締役会長兼社長)

荒木 秀 文 (太陽工業 取締役社長)

岩本 修 司 (構造計画研究所 上席執行役員)

遠藤 元 一 (東日本高速道路 参与)

大井 滋 (JX金属 特別理事)

大久保 伸 一 (凸版印刷 取締役副社長執行役員)

小野 俊 彦 (東栄電化工業 取締役会長)

小野 傑 (西村あさひ法律事務所 オブカウンセル)

栢 木 伊久二	(総合警備保障 取締役副社長)
木 島 葉 子	(アフラック生命保険 取締役専務執行役員)
北 地 達 明	
小 林 恵 智	(ヒューマンサイエンス研究所 理事長)
酒 井 香世子	(損害保険ジャパン 取締役執行役員)
酒 井 伸一郎	(茨腎会 理事長)
櫻 井 祐 記	(富国生命保険 取締役専務執行役員)
正 田 修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
白 井 均	(日立製作所 シニアストラテジスト)
高 田 真 治	(スカパー J S A T 取締役執行役員会長)
高 橋 秀 行	(ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)
高 橋 衛	(HAUTPONT研究所 代表)
田 中 孝 司	(KDDI 取締役会長)
田 村 修 二	(日本貨物鉄道 取締役会長兼会長執行役員)
手 島 恒 明	(ニッセイ基礎研究所 取締役社長)
東 條 洋	(大崎総合研究所 顧問)
遠 谷 信 幸	(電通 取締役副社長執行役員)
富 田 純 明	(日進レンタカー 取締役会長)
中 井 俊 雄	(中日本高速道路 執行役員 東京支社長)
中 俣 力	(日本電気 執行役員常務)
成 川 哲 夫	(岡三証券 取締役)
西 浦 三 郎	(ヒューリック 取締役会長)
野 村 俊 明	(安藤・間 特別顧問)

橋 谷 義 典	(クオンタムリープ 副会長 兼 Co-CEO)
羽 深 成 樹	(三菱ケミカルホールディングス 執行役)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
平 賀 暁	(マーシュ ブローカー ジャパン 取締役会長)
藤 重 貞 慶	(ライオン 特別顧問)
深 山 将 史	(MD I 取締役会長)
宮 本 隆 温	(レッドホースコーポレーション 代表執行役社長)
武 藤 潤	(鹿島石油 取締役社長)
山 梨 広 一	(イオン 顧問)

以上50名

事務局

藤 井 大 樹	(経済同友会 代表幹事サポート室 グループ・マネジャー)
松 村 信 彦	(経済同友会 政策調査部)